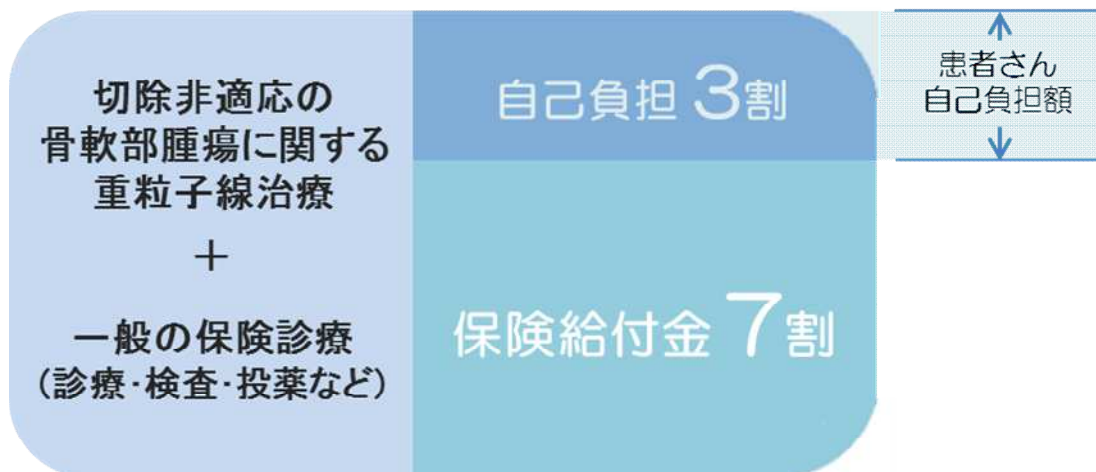


平成 28 年 4 月より、切除非適応の骨軟部腫瘍については、
公的医療保険の適用となります。

平成 28 年 3 月 25 日
神奈川県立がんセンター

現在、重粒子線治療は、先進医療として行われていますが、平成 28 年 4 月以降、一部の腫瘍（切除非適応の骨軟部腫瘍）については、公的医療保険の適用となります。

【 治療費用 】



高額療養費制度を利用することができます。

< このリリースに関するお問合せ >
重粒子線治療電話相談窓口 045-520-2225